

## VII 調査の成果

### 現存する条里地割りと確認した遺構の位置関係について

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 坂 口 一

#### 1. はじめに

甘楽郡甘楽町の北部に位置する福島から新屋にかけての地域には、230haにも及ぶ条里制に基づいた地割りの水田区画が遺存し、この範囲は「甘楽条里」と呼ばれている。昭和55年度以降の圃場整備事業で一部に区画の改変が行われたが、現在でも主要な区画は残存している。

本報告書で掲載した4遺跡のうち、甘楽条里遺跡(庭谷深町地区)及び甘楽条里遺跡(造石大町地区)は、この「甘楽条里」の範囲内に位置している。これらの遺跡で確認した遺構には、現存する条里地割りに近い位置か、あるいは平行するものが存在し、ここで

はこれらについて、現存する条里地割りとの位置関係について検討してみたい。

なお、現存する条里地割りについては、圃場整備の施工以前である昭和49年測図の甘楽町都市計画図を基にして検討し、これらは既に発掘調査された周辺遺跡の成果も含めて、付図「甘楽条里遺跡周辺地形図」に示した。

#### 2. 甘楽条里遺跡(庭谷深町地区)

この遺跡は「甘楽条里」の中央西側に位置し、調査区域が坪境と重なる部分がないことから、条里地割りに一致する遺構はない(図1)。しかし、いずれも用水路と考えられる1a・1b・2・3・4a・4b号



図68 甘楽条里遺跡(庭谷深町地区) A:全体図(S=1:600), B:位置図(S=1:8,000), C:地割り図(S=1:1,500)



## 現存する条里地割りと確認した遺構の関係について



図70 甘楽条里遺跡(造石大町地区) A:全体図(S=1:400), B:位置図(S=1:8,000), C:地割り図(S=1:1,500)

溝の走行は、現存する坪内を区画する水田の南北方向の小畦の走行に平行し、特に調査区域の東側に位置する4a・4b号溝は、その位置が現存する小畦の位置に極めて近似している。

これらの溝は、いずれも伴出遺物が皆無で詳細な年代は不明だが、遺構外から出土した遺物がいずれも近世以降のものであることから近世以降の可能性が考えられ、現存する小畦の区画は少なくとも近世まで遡る可能性がある。

次に、水田面で確認した広義の耕作痕型擬似畦畔と考えられる段差であるが、これらは浅間B軽石旗下以降の比較的近い年代である可能性があること、方向が真北に近いこと、段差間の間隔が11~12mであることなどから、条里地割りに一致する可能性も考えられる。しかし、確認した長さが短いことからその方向性などに確実性を欠き、可能性に留めざるを得ないと考えられる。

### 3. 甘楽条里遺跡(造石大町地区)

この遺跡は「甘楽条里」の範囲の中央東側に位置し、調査区域が坪境を跨ぐ形で位置している(図2)。確認した4条の溝のうち、用水路と考えられる4号溝はその位置が現存する南北方向の坪境の水田区画に極めて近い位置にあり、方位がN-2°-Eの走行もほぼ平行している。

但し、現存する坪境の水田区画は、南端部の約20mほどが僅かに西側にずれることから、完全に平行していはいない。しかし、南側の坪境の交点とそのひとつ西側の坪境までの距離が約105m前後であることを考慮すると、むしろ4号溝の走行が本来の条里地割りに近いものと考えられる。

なお、4号溝は伴出遺物が皆無で詳細な年代は不明だが、遺構外から出土した土器片から江戸時代以降と考えられ、現存する坪境の畦の区画は、少なくとも江戸時代以降まで遡る可能性がある。

## VII 調査の成果



図71 甘楽条里遺跡(第4調査地点) A:位置図(S=1:8,000), B:地割り図(S=1:1,500)

次に、この遺跡の水田面で確認した広義の耕作痕型擬似畦畔と考えられる2条の段差であるが、これらは浅間B軽石降下以降の比較的近い年代である可能性が高く、その方向も真北方向に近い。しかし、段差間の間隔は約10mで、現存する坪境を基軸として、109mを10等分した長地型の分割線上には一致しない。

### 4. 周辺の遺跡

「甘楽条里」の範囲では、いくつかの発掘調査が行われている(3頁図3参照)。なかでも本遺跡群に近接した甘楽町教育委員会が発掘調査した甘楽条里遺跡(第4調査地点, 甘楽町教育委員会1984)では、天仁元年(1108)に降下した浅間B軽石直下の水田や用水路が検出されている。

この遺跡では、調査区域の西端部に位置する畦と用水路が、現存する条里地割りの南北方向の坪境にほぼ一致して出土している(図3)。また、検出された小畦の縦畦(南北方向)の一部には、その間隔が11m前後で、長地型の地割りである可能性も考えられるものも存在する。

但し、小畦の横畦(東西方向)は、真北を基準とした東西方向から30°ほど南側に傾き、条里地割りと一致した方向を示してはいない。これは、この「甘

楽条里」の範囲が、大きくは南西から北東の方向に傾斜した地形面に立地していることから、小畦の横畦はこの地形に沿った造成がされているためと考えられよう。

### 5. まとめ

以上のことから、甘楽条里遺跡(庭谷深町地区)及び甘楽条里遺跡(造石大町地区)は、現存する「甘楽条里」の範囲ではあるが、確実に古代まで遡る条里地割りに一致した遺構は確認できなかった。

一方、甘楽条里遺跡(第4調査地点)では、条里地割りに一致する水田の畦畔と用水路が検出されており、これは浅間B軽石の降下年代である天仁元年(1108)まで遡るものである。

さて、この地域では、今のところ水田が検出されるのは天仁元年(1108)の浅間B軽石直下のみである。したがって、今後は浅間B軽石直下の水田及びAs-B混土下面の擬似畦畔の検出とその分析が、この地域における条里地割りを考える重要な資料のひとつになるものと考えられよう。

### 引用・参考文献

- 『甘楽条里遺跡(昭和58年度県営圃場整備事業甘楽北部地区)』甘楽町教育委員会 1984
- 『甘楽条里遺跡(大山前遺跡)・福島椿森遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 2000